

平成17年10月14日

地球温暖化対策検討会への提言

長野県地球温暖化防止条例(仮称)について

(社) 長野県自動車店協会
(長野県自動車販売店協会)

1 条例制定に対する意見

- 賛成である

2 長野県検討委員会からの提案事項

(注) 運輸部門のその他

1) 提言事項

「一定規模以上の自動車販売事業者は、店頭において購入者に自動車(新車)に関する環境情報を提供、説明する。」

ことの義務付けについての意見

規定化には、賛成である。

当協会員は、県内の販売店会社35社(平成17年10月1日現在)で、国内メーカー(11メーカー)の自動車並びに、外国車も一部販売を行っている。県内新車販売台数全体の約90%の占有率である。

(注) 軽四車を除いた率

低燃費車・低公害車の普及・啓発活動等については、既に各社は基より、当協会自体でも行政機関等とも連携を取りながら、実践しているところであるが、現況の環境問題を考えたときに、当然の行為と考えられる。

2) 提言事項

「温室効果ガス排出量の少ない低公害車・低燃費車を購入・使用する。」

ことの努力義務についての意見

規定化については、賛成であるが、努力義務と言う事だけでは、多少の実行性に疑問が残る。

長野県の自動車の保有率は、全国トップクラス、県民・企業等は、常に自動車を通じて、生活・活動をしているのが実態である。

そうした中で、環境悪化から環境に配慮した自動車の開発・販売促進が進められていますが、必ずしも経済性や色々の問題もあり、これらの環境に配慮した自動車の普及率は、他県と比較して必ずしも上位であるとは言えないのが実態である。

従って、もっと行政面で自動車に負荷されます、例えば、幾種類もの諸税の軽減措置を取り、購入者が買い易い土俵づくりをすべきではないだろうか。

例えば、自動車税とか自動車取得税など、一定以上の低公害車・低燃費車を購入した者には、軽減するなど具体的に県独自で条例の付則として設けていただきたい。

3) 協会からの提案事項

「新たに自動車を購入した際に、今まで使用していた自動車を引渡すに当って、低年式車については、努めて使用済自動車として処理する。」を自動車の所有者に努力義務として追加をされたい。

提案理由

自動車を使用済自動車として処理依頼するかは、所有者の権利であり、下取車を引取る業者ではない。

環境公害保持上、問題が生じかねない低年式車を自動車市場に生かすことは、ビジネスとしては成り立つかも知れないが、法律に則り適正処理をする事が好ましいのではないだろうか。

3 長野県自動車店協会提案事項

1) カーエアコン用回収フロン₂の再利用を抑制していただきたい

現在使用中の自動車には CFC(特定フロン R12)と HFC(代替フロン134a)が使用されている。

(注)CFC については、平成 6 年以前に製造された車

HFCについては、平成 6 年以降に製造された車

提案理由

現在使用済自動車として廃棄・解体・リサイクルされている主流は、製造年度が平成 6 年車を中心とした以前に製造された車である。

(注)(協)長野県中古自動車リサイクルセンター東部町事業所
入庫車両調査から

従って、同年次以前の製造車両については日本国内では中古車としての再利用(特別車両は除く)は難しく、使用済自動車として、法律により適正処理をされることが環境保全面から望ましく、回収したフロンは再利用することなく、すべて破壊することが好ましいと考えられる。但し、自動車整備に当たり回収したフロン₂の再利用は除外する。

2) 多燃費・非低公害車等の中古車類の県外・海外搬出(販売)への抑制をしていただきたい

自動車リサイクル法が制定され、中古自動車として使用不可能な自動車は「使用済自動車」として同法に則り適正処理(解体等)をすることになりました。

提案理由

法施行後の使用済自動車の流通市場実態は、従来の流れ(解体車→解体業者直接)が変わり、日本国内では中古車として再販できない車、つまり、使用済自動車であっても諸外国(開発途上国等)には中古車(有価の場合)として輸出されているのが実態である。

日本国内で折角CO₂等の排出量の少ない低公害車に所有換えをしても、大量にCO₂が排出される車が県外や諸外国に搬出・使用されることは、環境保全面から問題が生まれるからである。